

議案第 1 1 号

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

匝瑳市長 宮 内 康 幸

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年匝瑳市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

5 市長	住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者（以下「住登外者」という。）を一意に特定するための住登外宛名番号を付番し、及び管理する機能（以下「住登外者宛名番号管理機能」という。）による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2に次のように加える。

6 市長	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	本表の1市長の項から5市長の項までの中欄に掲げる事務又は法別表の下欄に掲げる事務に係る住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）であって規則で定めるもの
7 市長	本表の1市長の項から5市長の項までの中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

	の下欄に掲げる事務	
8 教育委員会	住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	法別表の下欄に掲げる事務に係る住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	教育委員会が行う法別表の下欄に掲げる事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3に次のように加える。

4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	教育委員会が管理する住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	市長が管理する住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(参考)

匝瑳市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後			改 正 前		
本則 略 附 則 略 別表第1 (第4条関係)			本則 略 附 則 略 別表第1 (第4条関係)		
機関	事務		機関	事務	
1 市長の項～4 市長の項 略			1 市長の項～4 市長の項 略		
5 市長	<u>住民基本台帳における住民とは別に管理しておく必要がある者(以下「住登外者」という。)を一意に特定するための住登外宛名番号を付番し、及び管理する機能(以下「住登外者宛名番号管理機能」という。)による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
6 教育委員会	<u>住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務であって規則で定めるもの</u>				
別表第2 (第4条関係)			別表第2 (第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長の項～5 市長の項 略			1 市長の項～5 市長の項 略		
6 市長	<u>住登外宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務</u>	<u>本表の1市長の項から5市長の項までの中欄に掲げる事務又は法別表の下欄に掲げる事務に係る住登外者宛名番号管理機能による住登</u>			

		外者の情報の管理に関する情報(以下「住登外者宛名情報」という。)であって規則で定めるもの
7 市長	本表の1市長の項から5市長の項までの中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表の下欄に掲げる事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
8 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	法別表の下欄に掲げる事務に係る住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
9 教育委員会	教育委員会が行う法別表の下欄に掲げる事務	住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長の項～3 市長の項略			
4 市長	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	教育委員会	教育委員会が管理する住登外者宛名情報であって規則で定めるもの
5 教育委員会	住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する事務	市長	市長が管理する住登外者宛名情報であって規則で定めるもの

別表第3 (第5条関係)

機関	事務	提供機関	特定個人情報
1 市長の項～3 市長の項略			